

# 「主体的な学びを支える 校友会館 整備事業」

- ・校友会館は、昭和57年10月に建築され、平成2年3月に同窓会から県にご寄附いただいた建物です。以前は補習科の教室等として使用されていましたが、現在、補習科はありません。また、本校生徒は学業に真摯に取り組んでおり、教室棟はスペース的に飽和状態にあります。そこで、今回のふるさと岡山 “学び舎” 環境整備事業におけるみなさま方からのご寄附（ふるさと納税のひとつの形です。）により、校友会館に、主体的な学習を支えるための「快適に学べる自習スペース」を設け、パーティションで仕切られた机や椅子等を遅くとも平成31年5月までに整備したいと考え、このたびの寄附目標額を500万円としております。是非ご協力いただき、校友会館整備事業にご寄附ください。



管理棟



「快適に学べる自習スペース」イメージ図

## ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業（平成29年4月開始）とは

- ふるさと納税のひとつの形です。

納税となっていますが、実際には寄附です。自分の意思で寄附したい県立学校を選ぶことができます。そしてこの寄附から2千円を引いた額が**その年の所得税と翌年の個人住民税から減額（※ワンストップ特例を申請し、適用される場合は翌年の個人住民税から減額）**されます。要するに、普通に住民税を納める代わりに自分の意思で寄附金の使い途を決定し、自分の納得のゆく使い途に納めることができるのです。ただしこの事業では返礼品はありません。

岡山大安寺中等教育学校  
に使わせてあげたい!!

## 「主体的な学びを支える 校友会館 整備事業」

※税金から控除されるふるさと納税額には限度（年間上限）があります。

限度額についての目安はこちらです。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000408218.xlsx](http://www.soumu.go.jp/main_content/000408218.xlsx)

※学校の窓口では寄附申込・納付できません。

ゆうちょ銀行での払込か、銀行口座への振込、クレジットカードでの支払い（インターネット手続の場合のみ）、県税務課での現金受付（現金書留可）のいずれかの方法によります。

※要件を満たせば **ワンストップ特例制度** を利用できます。

（要件は寄附申込書によりご確認ください）

県に「申告特例申請書」を提出すれば、確定申告をしないで税の控除を受けることができます。

（ただし、2千円分は自己負担額となり減額されません。）

◎ふるさと納税制度の詳細につきましては、総務省のポータルサイトをご覧ください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/080430\\_2\\_kojin.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)

◎ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業の詳細につきましては、岡山県教育庁財務課HPをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/page/503496.html>

お問い合わせ先

岡山県立岡山大安寺中等教育学校 事務局長 石井宏幸  
電話 086-252-5225 Email daianji-ss@pref.okayama.jp

## 「主体的な学びを支える**校友会館**整備事業」の補足説明

寄附の状況により、活用プランの内容・実施時期を見直す場合がありますので、ご了承ください。また、本事業による寄附は、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号の「負担付きの寄附」ではありません。